

平成30年10月14日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

● 民法の大改正
その2 相続編（後半）

● 特定調停について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 55



エバー総合法律事務所

民法の大改正 その2 相続編（後半）

40年ぶりの民法大改正について、今回は前半として相続法の改正の一部を紹介しました（エバーニュースVol.54。ホームページにバックナンバーを掲載しています）。今回は引き続き後半を紹介いたします（施行期日はこの原稿作成時である平成30年8月27日時点では未定です。なお、前回お伝えした遺言書の方式緩和は平成31年1月13日施行です）。

1 遺留分制度の見直し

(1) 遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求へ

今回紹介する制度変更の一つとして、遺留分制度があります。遺留分についてはVol.L6で紹介しておりますが、生活保障の趣旨から、兄弟姉妹を除く相続人（配偶者、子、父母などの直系尊属、代襲相続人）について、相続財産の一部の割合を保護する制度が認められています。例えば亡くなる方が遺言で配偶者に遺産の全部を相続させると遺言をしても、その子について返還などを求める権利（遺留分減殺請求権）があります。現行制度では、遺留分減殺請求を行うと、価額弁償という金銭による清算方法もありますが、遺産の共有になることもありました。その場合、さらに共有物の処分のために、再度共有物分割をしなければならないなど、改めて費用や手間がかかり（遺留分請求で既に険悪な関係にある場合が多く、再度裁判手続になります）、煩雑な面がありました。

しかし、今回の改正によって、金銭の支払のみを行うことができる（権利の呼び方も遺留分侵害額請求権と変わります）ものとされました。

(2) 算入する贈与の範囲の変更

遺留分を計算する場合には、遺産の価額から債務を控除して贈与を加えた上で遺留分の割合を掛けて計算します。相続人に対する生前贈与は、判例上、贈与の時期を問わず遺留分算定の基礎とされてきましたが、今回の改正では、相続開始前10年間の贈与を算入する対象として定められました。

2 相続の効力に関する見直し

(1) 第三者に対する対抗力について

「相続させる」という内容の遺言の場合、判例によれば、不動

産を取得した受遺者は、登記がなくても第三者に対してその内容を対抗できるとされていました。しかしそれでは相続債権者としてはある相続人の法定相続分の不動産は差押えができると思っていたところ、別の相続人が遺言に基づいて全部取得した場合、差押が出来ず、予想外の結果となってしまいます。そこで、法定相続分を超える部分の承継については、登記などの対抗要件を備えなければ第三者には対抗できないとされました。その意味では、法定相続分以上の遺贈を受けた場合には、早期に登記などの対抗力を備えないと、他の相続人の債権者に差押えを受ける可能性が出てくることになりました。

(2) 相続分の指定がある場合の債権者の権利行使

被相続人が相続分の指定をしても、被相続人の債権者は、それにかかわらず相続人全員に対して相続分に応じて債権の請求が可能と明記されました。現行でも判例ではこのとおり理解されているので、この規定自体は現行の取扱を確認した規定と言えると思います。

3 相続人以外の親族の寄与に対する請求権の創設

現行では相続人には寄与分という制度があり、被相続人の財産の維持又は増加について特別の貢献（寄与）した方がいる場合には、裁判所の判断で、法定相続分のほかに寄与分という特別の取得分を認めることがあります。今回、被相続人の相続人以外の親族、例えば長男が相続人の場合に、長男の妻が特別の寄与をした場合に、相続人に対し金銭を求めることができるとなりました（「特別寄与者」と言います）。協議で決まらない場合には裁判所に決めてもらうこととなります。寄与分とは異なり期間的な制限が設けられ、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6カ月以内、又は相続開始の時から1年未満のうちに請求をすることが必要です。

今回紹介した制度についての施行時期は公布より1年以内の施行とされていますので、相続が開始した場合には適用する法律についての確認が必要となります。お悩みの場合にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年10月16日(火)、10月24日(水)、10月30日(火)、11月7日(水)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しく下さい。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

特定調停について

特定調停とは、民事調停手続の一種ですが、「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」（以下「特定調停法」と省略します）という特別法によって定められた特別な調停手続です。平成11年に制定されましたが、主に債務整理の方法として利用され、話し合いにより弁済に関して債権者との調整を図り、再生型手続を担うことを目的として制定されました。施行後、過払利息の返還を求めるためにこの手続が多く利用され、裁判所では調停室も足りない状況になるほどでした。現在は、過払返還請求も沈静化し、特定調停の利用件数は激減しています。しかし、再生型の債務整理の手法としては、まだ利用価値があるので、今回紹介したいと思います。

1 申立てにあたって

(1) 申立てができる方について

まず、この申立てができる方は、①支払不能に陥るおそれのある個人又は法人、②その事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難である事業者（個人又は法人）、③債務超過に陥るおそれのある法人、とされています。このような方を「特定債務者」と呼んでいます。

(2) 準備する資料について

この調停は、多くの債権者との利害関係をまとめて整理・調整することを目的としており（もっとも一部の債権者を相手にすることが禁じられているわけではありません）、申立人（債務者側です）は、自身の資産、債務の状況、特定債務者であることを示す資料、関係権利者の一覧表などを作成・提出することが必要です。具体的には、資産関係については財産の種類に応じて、所在場所や評価（不動産の場合には固定資産税評価などがあります）を記載します。債務の状況については、債権者の住所、氏名、借入額、残額などを記載し、担保権の状況についても記載する必要があります。特定債務者に関する資料については、個人であれば負担する債務に関する契約書類など借入に関する資料、債務全体を明らかにする陳述書、家計簿など、事業者については貸借対照表、損益計算書など、会計帳簿が該当します。また、事業者の場合には、事業の内容、損益、資金繰りなどを具体的に記載することが必要です。

(3) 申立ての際に記載すること

申立ての際には特定調停手続により調停を行うことを求める旨の記載が必要です。一旦特定調停として手続が開始すると、特定調停から一般調停に変更することはできませんし、またその逆もできません。

2 執行停止申立てが可能な範囲が拡張されていることについて

特定調停のメリットの一つともいえますが、特定債務者の民事執行停止申立の範囲を拡張したことにあります。従来の民事調停でも、規則によって民事執行の停止申立が認められていました。これは、債権者と話し合いをしているうちに、担保権によって競売にかけられ、生活基盤（例えば自宅）や経済基盤（例えば事業用不動産）を競売によって失い、再建が困難になったり、モチベーションを失うことを防ぐためです。しかし、判決など裁判所で作成された債務名義（民事執行の根拠となるものを言います）は停止の対象から除かれていました。そのため、再生型手続としては不十分でした。特定調停法はこのようにことのないよう、執行の停止の範囲を拡張し、上記の債務名義も含めました（ただし、労働者保護の見地から労働者の給料、賃金、賞与、退職金などの差押えの民事執行停止はできません）。

この執行停止は常に認められるわけではなく、要件を備えた申立がなされることが必要です。①紛争の実情により事件を調停によって解決することが相当である場合であり、②強制執行が特定調停の成立を不能にし若しくは著しく困難にするおそれがあるとき、又は③特定調停の円滑な進行を妨げるおそれがあるとき、とされています。これらの要件については弁護士と相談しながら裁判所に説明していく必要があります。

3 解決に至る方法について

調停参加者の全員の合意ができれば調停成立となります。しかし、なかなか合意がまとまらない場合、特定調停では、調停委員会が公正中立の立場から調停条項案を提示することがあります。それでもまとまらない場合には不成立となることもありますが、少しの相違が障害となっている場合には、それまでの交渉結果を無駄にしないためにも裁判所は民事調停法17条による、調停に代わる決定を行うこともあります。これに対しては2週間以内に異議を申し出ることができるのですが（その場合には決定の効力を失います）、異議が出されないことも多く、そのまま決着することも多いといえます。

以上のように、民事再生でなくともこの方法によって債務整理を行うこともできますので、お悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

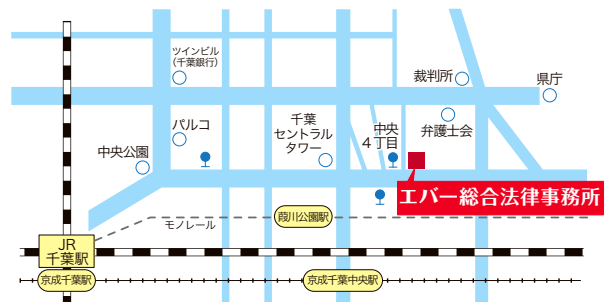
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。